

# 大阪府 PTA 安全会活動補償制度の ご 案 内

平成 30 年度

## 大阪府 PTA 安全会

〒534-0025 大阪市都島区片町 2 丁目 2 番 40 号  
大発ビル 301 号室  
TEL (06) 6949-8300 番  
FAX (06) 6949-8301 番

大阪府 PTA 協議会 会員の皆様へ

PTA は生涯教育の一環としての成人教育を担当する意義を持つとともに、教職員と保護者の連帯意識を培い、“子どもたちのしあわせを”を目標に活動をしている団体です。したがって、その活動は社会教育、学校教育及び家庭教育等あらゆる分野で幅広く展開されています。

大阪府 PTA 協議会は、昭和 53 年度から安全会活動補償制度を発足させ、多数の PTA 並びに学校園のご理解を得てご加入いただき、ご要望に応える形で制度を変更しつつ、幾多の事故でお役に立って参りました。

皆さまからお寄せいただく様々なご意見・ご要望を踏まえつつ、PTA 会員の皆さまやそのご家族、PTA 活動に携わる方々に、さらにお役に立つ様努力して参ります。

一校園でも多くの理解を得て、この補償制度の普及を願っています。

何卒よろしくご手配下さいます様お願い申し上げます。

平成 30 年 5 月 1 日

大阪府 PTA 安全会  
会長 佐々木 一智

## 概 要

①PTA 団体傷害保険	②PTA 賠償責任保険
死亡保険金                   200 万円	<u>対人補償</u>
後遺障害保険金 8 万円～200 万円 (障害等級により)	1 回の事故につき
入院保険金日額               3,000 円	1 名あたり支払限度額   3,000 万円
(180 日限度)	1 事故あたり支払限度額   2 億円
通院保険金日額               2,000 円	(自己負担額なし)
(90 日限度)	<u>対物賠償</u>
手術保険金	1 回の事故につき
(1 事故につき 1 回に限る)	1 事故あたり支払限度額   1,000 万円
入院中に受けた手術       30,000 円	(自己負担額なし)
入院を伴わない手術       15,000 円	<u>保管物賠償</u>
	1 回の事故につき
	1 事故あたり支払限度額   10 万円
	保険期間中の支払限度額   500 万円
	(自己負担額 5,000 円)

## PTA 団体傷害保険

### I. 補償の内容

- ・日本国内で PTA が主催、または共催する行事参加中（\*）に被ったケガを補償します。
- ・PTA 行事に参加するための通常経路による自宅から活動場所への往復途上中のケガも補償します。
- ・細菌性食中毒も補償します。
  - ＜細菌性食中毒補償特約＞ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。
- ・日射または熱射を原因とする熱中症も補償します。
  - ＜熱中症危険補償特約＞ ケガには、急激かつ外来による日射または熱射によって被った身体の障害を含みます。

（\*）「PTA 行事参加中」とは

1. 被保険者の所属する PTA（単位 PTA とその単位 PTA が所属し、もしくは構成員となっている組織）の管理下（指揮、監督および指導下）において PTA 行事に参加（集合から解散まで）している間
2. PTA 行事に参加するために PTA が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路による往復中

## II. 被保険者（保険の対象となる方）

- ① PTA 会員（保護者・教職員）および児童・生徒
- ② PTA 会員の同居の親族（兄弟・祖父母・活動に同伴する未就学児も対象）  
（例）児童の母の代理で、同居の祖母が PTA 集会に出席した場合
- ③ PTA 行事への参加が事前に PTA より認められている者  
（例）PTA が事前に認めている近所の方が防犯パトロールに参加の場合

## III. 保険金をお支払いする場合

被保険者が日本国内における PTA 行事参加中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした場合に補償します。

（例）

- ① PTA 主催のバレーボール大会や親子ハイキングで生徒がケガをした。
- ② PTA 行事で夏休みのプール清掃中に PTA 会員が誤ってプールに転落し、ケガをした。
- ③ 運動会での PTA 保護者競技に保護者が参加し、転倒によりケガをした。

## IV. 保険金をお支払いできない主な場合

- ・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となりうるべき児童・生徒のケガ
- ・ 被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失
- ・ 被保険者の妊娠、出産、早産、流産
- ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ・ むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの  
・・・など

## V. 外部講師、ボランティア、OB・OG 等の方々について

「PTA 行事への参加が事前に PTA より認められている者」であることを証明する資料が必要となります。

## PTA 賠償責任保険

### I. 補償の内容

#### <PTA 活動の遂行に伴う賠償事故>

- ・日本国内で PTA が企画・立案し主催する PTA 活動において、運営に過失や不備があり、その結果第三者にケガをさせたり、物をこわしたりしたことに對して PTA が法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

#### <保管物に関わる賠償事故>

- ・PTA 活動中に第三者から借用したスポーツ用品、備品等を使用・管理中にこわしたり盗難されたことに對して PTA が法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

(PTA 行事への往復途上は対象外です。)

### II. 保険金をお支払いする場合

保険期間中に PTA 管理下において、次のような理由により被保険者が法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害を補償します。

#### <PTA 活動の遂行に伴う賠償責任>

PTA 活動の遂行中の偶然な事故により、他人の身体に障害（障害に起因する死亡を含みます。）を与えたことまたは他人の財物を損壊させたこと

(例)

- ① PTA 主催のハイキングで、責任者が管理を怠ったことにより児童が水死した。
- ② PTA 主催の講演会で、誘導ミスにより群衆が将棋倒しとなり多数が負傷した。
- ③ PTA 主催の花火大会で主催者の管理が原因で、花火が爆発し観客にケガをさせた。

#### <保管物に関わる賠償責任>

被保険者が使用・管理する第三者から借用したスポーツ用具等の財物を PTA 会員や生徒が損壊、紛失したまたは盗まれたとき

### III. 保険金をお支払いできない主な場合

#### <PTA 活動の遂行に伴う賠償責任><保管物に関わる賠償責任>共通

- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ・PTA 活動の終了後に行われた PTA 活動以外の活動によって生じた損害賠償責任  
・・・など

#### <PTA 活動の遂行に伴う賠償責任のみ>

- ・被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する損害賠償責任
- ・自動車・車両の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任

・・・など

<保管物に関わる賠償責任のみ>

- ・保管物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による損壊または保管物を貸主に返還した日の翌日から起算して30日を経過した後に発見された保管物の損壊によって生じた損害賠償責任

・・・など